

## 富士市市民協働推進審議会規則

平成 25 年 6 月 28 日  
( )  
規則 第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士市市民協働推進条例（平成 25 年富士市条例第 39 号）第 13 条第 7 項の規定に基づき、富士市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 審議会は、専門的事項について調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長及び専門部会に属する委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会長は、専門部会の会務を掌理する。

4 部会長は、当該事項についての調査審議が終了したときは、速やかに会長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。